

# 地域未来投資促進法施行に伴う規制の特例措置等による工場立地法の緑地面積率の緩和についての考え方（案）（概要）

## 1 経緯

「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」（以下、「地域未来投資促進法」）の施行により条例を制定することで、特定工場に要する緑地面積率の緩和ができることとなりました。

恵庭市では、市内の企業の流出を防止し、事業規模を拡大しやすい環境の整備を目的として、工場立地法上の特例措置としての緑地面積率緩和条例を制定したいと考えています。

緑地等の面積率の基準 （現行の基準）	環境施設面積の敷地に対する割合（環境施設面積率）※緑地を含む	緑地面積の敷地面積に対する割合（緑地面積率）	敷地面積に対する環境施設の敷地周辺部への配置
		25%以上	20%以上

## 2 現状と課題

（企業立地の現状）

恵庭市には7つの工業団地があり、平成23年に完売しています。工業団地の立地企業は255社で製造業が82社と最も多くなっており、引き合いも製造業が多く、平成29年度の引き合い件数は42件となっております。新設、増設についても増加傾向にあり、それに伴い未操業用地も減少しています。工場が立地したことで製造出荷額についても平成28年には33.8%の大幅な伸びを示しています。

（緑地の状況）

工業団地内の工場立地面積は約301haで、約121ha（約40%）が緑地で半分近くを占めています。特定工場は4工業団地に37件あり、立地面積は約152haで工場等は約104haで約48ha（約32%）が緑地となっています。

周辺地域との遮断状況は、概ね緑地帯や河川、線路、高速道路、国道、道道等により遮断されています。戸磯・恵南工業団地の一部の箇所においては、市道を挟み工場と接していますが、工場敷地内の緑地が住宅側に確保されているため、その緑地により工場と遮断されています。

（他自治体の緑地面積率の緩和の状況）

工場立地法に基づく緩和を行っている道内5市のうち4市で、国が定める最低面積率である工業・工業専用地域で環境施設面積率10%以上、うち緑地面積率5%以上、準工業地域で環境施設面積率15%以上、うち緑地面積率10%以上と定めています。

（課題）

### ①工場の操業環境の課題

工場立地法の緑地面積率の現行基準では、これ以上増設できない工場もあります。

### ②緑地の質や配置の課題

住宅地等と近接する箇所においては、緑地が削減される場合においても住宅地等の方向に重点的に緑地を配置し、視覚的に緑地を増やす等、緑地の質を維持させ、周辺環境と調和することが求められます。

### 3 特定工場の緑化に関する基本方針（案）

恵庭市では、花や水、緑を大切にしまちづくりをすすめてきており、「第5期恵庭市総合計画」において、「花・水・緑 人がつながり夢ふくらむまち えにわ」を将来像として「恵庭（恵まれた庭）」という地名にふさわしい、美しくやすらぎのあるまちを目指しています。

その実現に向けた恵庭市の緑全般に関する計画である「恵庭市緑の基本計画」では、「水と緑ゆたかな“やすらぎのあるまち”」を緑の将来像として、市民すべてが緑や水辺、花などにふれあうことのできる水と緑のネットワークの形成を行っています。

これらの計画の基本理念や目標を受け、恵庭市の「工場の操業環境の維持」と「質の高い緑地の配置」の両立を目標と設定し、特定工場の緑地面積率の緩和と、特定工場における緑地の機能・質の維持に努めていきたいと考えています。

#### 目標：恵庭市の「工場の操業環境の維持」と「質の高い緑地の配置」の両立

- ① 特定工場の緑地面積率の緩和（工場立地法の緩和）
- ② 特定工場における緑地の機能・質の維持（工場立地法とガイドラインによる確保）

### 4 恵庭市の面積率の緩和について（工場立地法の緩和）

面積率を緩和した場合の緑地面積の減少数は、特定工場以外の企業の緑化への協力もあり、全体から見ると少なく、また、他市の例からも全ての企業が即時に緑地の削減を行うことはないと考えられるため、周辺への影響は多くありません。

また、工業団地と住宅地との近接する場所は少なく、緑地を削減する場合、工場立地法やガイドライン等による緑地の配置の指導や協力依頼を行うことにより、周辺への影響は少ないと想定されます。よって、工場立地法によって定められた工業・工業専用地域、準工業地域の下限を恵庭市の面積率として定めたいと考えています。

区分	恵庭市新基準（案）	
	重点促進区域（地域未来投資促進法基本計画）	
適用区域	工業地域・工業専用地域	準工業地域
環境施設面積の敷地に対する割合（環境施設面積率）※緑地を含む	10%以上	15%以上
緑地面積の敷地面積に対する割合（緑地面積率）	5%以上	10%以上
敷地面積に対する環境施設の敷地周辺部への配置	15%以上（環境施設が15%未満の場合は全てを周辺に配置）	

### 5 特定工場における緑地の機能・質の維持（ガイドラインによる確保）

工場立地法による緑地の配置の指導とともに、恵庭市として特定工場の緑地配置等のガイドラインを作成し、適切な緑地の配置や緑化等を求めています。

#### 特定工場の緑地配置等のガイドライン（案）

##### 工場立地法による事項

- ① 敷地周辺部へ緑地等を15%配置
- ② 住宅・学校等の方向への集中的、重点的な配置

##### 恵庭市の独自事項

- ① 敷地周辺部の緑化の推進
- ② 住宅地や商業地等が近接する場合、その方向に重点的に緑地を配置
- ③ 幹線道路（国道、道道等）に接する場合、その方向に重点的に緑地を配置
- ④ 緑の体積や視覚的な緑量を維持させる緑化の推進
- ⑤ 緑化やまちづくり活動への参加の推進